

# 川崎認定保育園保育料補助金交付要綱

平成25年9月5日

25川市保第812号

市長 決 裁

## (目的)

第1条 この要綱は、川崎市内に在住する川崎認定保育園等在籍児童の保護者に対し、保育料の補助をすることにより、保護者の経済的負担を軽減し、もって、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

## (補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、川崎認定保育園事業実施要綱第12条第2項第1号に定める助成対象児童で、かつ月の初日に在籍している児童の保護者とする。ただし、在籍のみで保育料が発生していない場合、または、補助の対象となる月の保育料を滞納している場合は除く。

2 前項の他に、川崎市内に在住し、保育の必要性が認められる横浜保育室在籍児童で、横浜保育室に週4日以上通園し、かつ月の初日に在籍している児童の保護者についても対象とする。ただし、在籍のみで保育料が発生していない場合、または、補助の対象となる月の保育料を滞納している場合は除く。

## (補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、別表のとおりとする。

## (補助金の交付時期)

第4条 補助金の交付は年2回とする。

## (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、川崎認定保育園等保育料補助金交付申請書（第1号様式）に、当該様式が定める書類を添付し、児童が在籍する施設が発行する在園証明書（第2号様式の1）と併せて、市長に提出するものとする。

2 第2条第2項に定める者で補助金の交付を受けようとする者は、川崎認定保育園等保育料補助金交付申請書（第1号様式）に、当該様式が定める書類を添付し、児童が在籍する施設が発行する在園証明書（第2号様式の2）と併せて、市長に提出するものとする。

3 前項の場合において、4月から翌年3月までの補助金の交付を受けようとする者は9月5日までに申請するものとする。ただし、期日が閉庁日の場合は直前の開庁日までとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、申請書その他書類を審査し、年2回の交付時期に合わせて、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは川崎認定保育園等保育料補助金交付決定通知書（第3号様式）により、補助金の不交付を決定したときは川崎認定保育園等保育料補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付に関する調査）

第7条 市長は、補助金の交付について、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた保護者及び児童が在籍する施設に対し、報告を求め又は実地に調査を行うことができる。

（補助金の返還等）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により保護者が補助金の交付を受け

たときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、その返還を命ずるものとする。また、保護者が保育料等を納入していない場合には、補助金の交付を行わないことができる。

附 則（２５川市保第８１２号）

この要綱は、平成２５年１０月１日から施行する。

附 則（２６川市保第５２８号）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（２６川市保第７５２号）

この要綱は、平成２６年８月１日から施行する。

附 則（２７川市保第２０８号）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（２７川市保第１２３５号）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（２川こ保２第９０号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

ただし、別表備考第３項の規定については平成３０年４月１日から適用する。

別表（第3条関係）

年齢区分	世帯の市民税所得割課税額	補助金交付月額
0～2歳児	321,700円未満	20,000円
	321,700円以上	10,000円
3歳以上児	制限無し	5,000円

備考

- 1 この表の「0～2歳児」とは、川崎認定保育園保育料補助金申請年度の前年度末日において、満3歳に達していない児童をいう。「3歳以上児」とは川崎認定保育園保育料補助金申請年度の前年度末日において、満3歳に達している児童をいう。
- 2 この表の市民税所得割課税額とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）（同号に規定する所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は適用しないものとする。）の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額から控除して得た額を所得割の額とする。
- 3 この表の市民税所得割課税額とは、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定した市町村所得割の額をいう。
- 4 申請者が、川崎市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する運用を定める要綱第3条に掲げる要件を満たす場合は、当該申請者を地方税法第23条第11項に規定する寡婦、または地方税法第23条第12項に規定する寡夫とみなして算定した市民税所得割課税額とする。ただし、川崎市寡婦（夫）控除のみなし適

用に関する運用を定める要綱第4条に規定する書類を、市長に提出しなければならない。